

■書評■

中留 武昭 著『学校指導者の役割と力量形成の改革 —日米学校管理職の養成・選考・研修の比較的考察』

東京学芸大学 浜田 博文

著者によれば、「本書は、まず学校管理職（本書では学校指導者と同義）としての専門的な地位・役割と、そこにおける固有の力量形成の戦略において、歴史的にもわが国よりもかなり早いうちにそれらの制度化をはかってきたアメリカ合衆国に焦点をあて、そこでの実態や課題の、いわば生きたままの実像を文献解釈のみならず、アメリカでのフィールドワーク（現地調査）にとくに重点をおいて解明したものである」。「本書の最大の特色」は、「アメリカをいわば“合わせ鏡”として位置づけ」、そこでの現状が「日本の学校指導者の地位や役割、そして力量の養成、選考、研修の実践の省察と改革への十分な示唆となるものであること」を明らかにした点にある。

内容構成は、日米の教育改革動向と学校管理職の位置について論じた序章の後、大きく4つの部に分かれている。「第Ⅰ部学校指導者の地位と役割の再考」には5つの章、「第Ⅱ部学校指導者養成の現状と改革の方向性」には7つの章、「第Ⅲ部学校指導者選考の基準と力量の評価」には5つの章、「第Ⅳ部学校指導者研修の戦略と課題」には7つの章が、それぞれ配され、学校管理職の地位・役割、養成、選考、研修の全領域を網羅した、全25章（序章を含めて）にもおよぶ文字どおりの労作である。「フィールドワークにとくに重点をおいた」とされるとおり、現地で収集された第1次資料をはじめ、観察・インタビュー調査や研修プログラム等への参加体験に基づくデータがふんだんに盛り込まれている。

1980年代以降、全米規模で進められてきた教育改革は、現在、州・学区によって多様な様相をみせている。著者は、とくに「第二の波」とよばれる1986年以降、個別学校経営の意義がクローズ・アップされ、学校管理職の役割と力量のあり方が問われ、その養成・選考・研修等の改革施策が実施されてきたことに注目し、それらの歴史的背景をおさえつつ、特徴と意義を見出している。第2章以降の各章末に設けられた〔日本への示唆〕は、本書が日本への「啓発的性格」をもった「研究書」であるとされる所以といえよう。

アメリカ教育改革に関しては、すでにおびただしいほどの著書・論文が書かれ、中には観察・インタビュー・体験等に基づいたリアルなデータも少なからず見受け

られる。しかし、こと学校管理職の養成・選考・研修については、著者がいわれるとおり、「実際に研究者自身の直接体験を通しての……リアルな進行過程に関しては皆無」であったし、その制度の全体をまとめて紹介したものさえなかったといつてよい。本書はこれらの要素を併せもち、かつ「日本への示唆」にまで積極的に踏み込んでいる。これまで、日本の学校管理職のあり方に心を砕いてこられた著者ならではの。これほど広範囲におよぶテーマを、紙面から溢れんばかりの豊富なデータを駆使して1冊の著書にまとめられた著者の、比類ない研究姿勢とバイタリティには、感服の至りである。

内容の詳細は、とてもこの限られた紙幅に収まりきれぬものではなく、なによりも本書の特徴の一つである「臨場感」を重視する見地から、評者の言葉でこれ以上紹介することはあえて差し控えたい。ここでは、著者が本書で主張しようとした事柄に関して、評者なりのコメントをいくつか述べさせていただくことにしたい。

本書のメインテーマに掲げられた「学校指導者」は、必ずしも実践的・研究的に定着した用語ではない。著者はこれを「スクール・リーダー」—OECD-CERIの学校改善研究(ISIP)で注目された“School Leader”—の訳語として用い、「学校管理職」と「同義」と規定したうえで論述を進めている。ところが、この語義が論述の中で必ずしも一定していない。例えば、幾度となく登場する「教育管理職」との異同をはじめ、アメリカの「指導主事(supervisors)」をある箇所(pp.28-29など)では学区教育長・校長・教頭等とともに「学校管理職」の語で包括していながら、別の箇所(pp.51-52など)では区別するなどである。

アメリカの学区で“administrators”や“supervisors”と称される職を「学校管理職」の概念で包括し、それらへの役割期待を「学校指導者」と表現する意図は十分に理解できる。州・学区によってあまりにも多様な職位の存在態様を分類・整理することは至難であり、確かに学区教育行政システムは個別学校の自律性を高める方向へと改変されているからである。しかし、評者としては、「個別学校における管理職」としての校長・教頭の独自の役割と「専門性」の確立のための方策にこそ、著者の問題関心があるのだと受けとめた。とすれば、「学校指導者」という“あいまいな”用語でそれらと教育長や指導主事とを包括することは、かえって問題をわかりにくくしてしまうのではと懸念されるのである。「学校指導者」とは、「学校管理職」に要請される役割機能をシンボリックに表現した用語と捉えるべきではないだろうか。

「日本への示唆」で提示された内容に関しては、評者も基本的に類似の認識を抱いている。すなわち、日本の学校管理職の「専門性」はきわめて不明瞭であり、それを保障するための諸条件も不十分なままだということである。著者は、アメリカでの

改革動向を受けて、その資格・養成・研修の「制度」化を唱え、免許制度の確立、大学院における養成プログラムの開発、さらには大学と学校・教育行政との協働等を提言している。これらの改革の前提として、学校管理職に要請される「専門性」の内実の究明は重要な研究課題であり、本書で紹介された諸事例は、そのための議論の題材とされるに十分なものとなろう。

ただし、改革の方向性として、免許や養成を教員のそれのように「制度」化することについては、ただちに首肯できない。教員免許法が教員養成の内容や水準を規定すると同時に大学における教育学の研究・教育のあり方を強く規定してきたのと同様の性格を、学校管理職の免許法制ももちうると考えるからである。ひるがえって、経緯はともあれ、いわゆる教員養成系学部には、すでに大学院修士課程が創設されるに至った。その中に、学校管理職の「専門性」の育成を意識した大学院教育プログラムを用意することは、大学しだいともいえよう。むろん、その内容は研究者個人で創造できるものではなく、学会レベルでの取り組みに期待されるところが大であるし、教育委員会との連携も必要である。とくに本学会などには、学校管理職の養成・研修のための基準開発に向けた研究努力が期待されよう。

ところで、このように学校管理職の独自の「専門性」の究明とその育成のための方策が切迫して政策俎上にのぼるのは、学校管理職による自律的な経営ぬきには公教育システム自体が機能しないという事態においてである。著者が指摘されるように、アメリカではアカウントビリティが「直接学校に問われてくるきびしさがある」。本書に頻出するSBMなどは、その厳しさを、個別学校に対していっそう強く突きつけている。「アメリカの校長の改革志向のほうが、日本と比べ常態でもはるかに強い」とする著者の指摘は、教育行政当局者がそうした強い「改革志向」をもつ人材を校長に登用しなければ公教育システム自体が機能しないという制度的環境を反映している。

日本はどうだろうか。地教行法の施行以後こんにちまで、国・都道府県・市町村・各学校の関係は上意下達式の中央集権的關係として「定着」してきた。学習指導要領の改訂も、中教審教育改革も、「個性重視」を打ち出した臨教審教育改革でさえも、基本的にはこの図式の中で「効率的」に（その意味では“スムーズに”）進められてきた。こうしたシステムの中で、教育行政当局者が校長に求めた重要要件が自律的な「改革志向」でなかったというのは、理に適っている。ここにきて規制緩和・地方分権論議は進みつつあるが、個別学校が自らの教育責任を厳しく問い、自己革新に着手せざるをえない状況にまでは達していない。

かといって、学校とりわけ公立小・中学校の現実が安穩と静観してられる状況とはどうしても思えない。たしかにアメリカと日本とでは公教育が抱える問題の質

も教育制度も大きく異なる。けれども、本書に紹介された数々の事例は、個々の学校の自律的な経営行為を通じて学校教育の改革を進めたいと考える実践者・研究者にとって、間違いなく興味深い考察材料をもたらしてくれる。本書が多くの方々の目に触れることで、そのような論議が大いに活性化していくよう望みたい。

(東洋館出版社 1995年)